

2011年11月28日

カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール

保険金等のお支払い状況に関するお知らせ

カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール（カーディフ損害保険会社：日本における代表 草鹿 泰士）は、お客さまの弊社に対する理解をより一層深めていただくための取り組みとして、保険金等（注）のお支払い状況についてお知らせすることとしております。

今回は、2011年度第2四半期（2011年7月～2011年9月）の保険金等のお支払い状況についてお知らせいたします。

弊社は、今後も保険金等のお支払い状況についてわかりやすい情報開示を進めてまいります。

（注）「保険金等」には保険金以外に診断給付金を含みます。

1. 保険金等のお支払い状況

2011年7月～9月

		就業不能信用費用保険	傷害保険	失業信用費用保険
お支払い件数		217	48	47
お支払いできなかった 件数	免責事由該当	0	0	0
	詐欺取消	0	0	0
	告知義務違反解除	5	0	0
	通知義務違反解除	0	0	0
	重大事由解除	0	0	0
	不法取得目的無効	0	0	0
	支払事由非該当	10	1	0
	その他	0	0	0
合計	15	1	0	

※お支払い件数は全て完了払いの件数で、内払の件数は含みません。

2. お支払いをお断りした具体的事例

(1) 就業不能信用費用保険

例① 支払事由非該当

当保険では所定の条件を満たす就業不能状態の期間中、ローンの返済日が到来した場合にお支払いの対象となりますが、返済日が到来する前に就業復帰されたために保障対象外と判断し、お支払いをお断り致しました。

例② 告知義務違反解除

保険金のご請求をいただきましたが、事実確認の結果、健診結果の異常について、お申込み時に告知いただいていたことが判明しました。

健診結果の異常は、お申込み時に告知いただくべき重大な内容でしたが、その重大な内容について告知がなく、その不告知の内容とご請求事由となった疾病に因果関係が認められたため、告知義務違反による解除手続きを行い、保険金のお支払いをお断り致しました。

なお、因果関係については、健診結果を取得のうえ、主治医・前医の見解を取得し、判断致しました。

(2) 傷害保険

例① 支払事由非該当

当保険は急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対し、保険金が支払われる保険ですが、ご請求事由が疾病によるものであることが判明したため、お支払事由に該当しないと判断し、お支払いをお断り致しました。

3. 当社取扱い商品のご説明

【就業不能信用費用保険】

住宅ローン等のローンに付帯し、病気やケガによる就業不能状態に対し、月々の返済相当額を保障する保険です。ローンの残高相当額を保障する悪性新生物診断給付金特約、急性心筋梗塞診断給付金特約、脳卒中診断給付金特約、債務繰上返済支援特約、入院時の一時的な費用を保障する就業不能時入院費用保障特約等、さまざまな特約の付帯が可能です。

【失業信用費用保険】

住宅ローン等のローンに付帯し、勤務先の倒産や解雇などの非自発的な理由による失業状態に対し、月々の返済相当額を保障する保険です。

【傷害保険】

急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対し、保険金が支払われる保険です。